

## 農業を営むためのやむを得ない野外焼却について

### 【野焼きの例外について】

○野焼きは、廃棄物処理法において原則禁止されていますが、農業を営むためにやむを得ないものとして行われる野焼きは、例外として認められています。

### 【農業を営むためのやむを得ない野焼きの例】

○農作物の残さや、冬の間にとまった枯草を燃やして灰にするなど、農業を営むためにやむを得ないものとして行われるものに限られます。

### 【近隣住民の方への配慮について】

○農業を営むうえのやむを得ない野焼きをする場合でも、近隣住民の方に迷惑がかからないよう、以下のことに十分配慮しましょう。

- ①風の向きや強さ、行う時間帯を考慮しましょう。  
⇒「夜間」や「早朝」なら大丈夫だろうと思われがちですが、時間帯はあまり関係ありません。
- ②煙の量や臭いが近隣住民の方の迷惑にならない程度の少量にとどめましょう。  
⇒農作物の残さや枯草を良く乾かすことで煙の発生量が抑えられます。
- ③近隣住民の方に事前に一声かけましょう。  
⇒農業を営むためのやむを得ない野焼きと知らずに、警察や消防等に通報されたり、「洗濯物に臭いが付くので困る。」「煙と臭いで目やのどが痛い。」といったトラブルを避けるには、事前に一声かけるなどの周知をしましょう。



©2010 熊本県くまモン

### 【注意点】

○家庭ごみについては、お住まいの市町村によってルールが定められている場合があります。ご不明な点がございましたら、お住まいの市町村に確認をお願いいたします。

- 熊本市（環境局資源循環部ごみ減量推進課事業ごみ対策室 TEL:096-328-2365）
- 八代市（市民環境部循環社会推進課 TEL:0965-34-1997）
- 人吉市（市民部環境課環境衛生係 TEL:0966-22-2111）
- 水俣市（環境課環境衛生係 TEL:0966-61-1613）
- 玉名市（市民生活部環境整備課 TEL:0968-75-1118）
- 山鹿市（市民部環境課 TEL:0968-43-7211）
- 菊池市（市民環境部環境課廃棄物対策係 TEL:0968-25-7217）
- 宇土市（市民環境部環境交通課環境交通係 TEL:0964-22-1111）
- 上天草市（市民生活部生活環境課環境衛生係 TEL:0964-26-5524）
- 宇城市（市民環境部衛生環境課廃棄物対策係 TEL:0964-32-1111）
- 阿蘇市（市民部市民課 TEL:0967-22-3135）
- 天草市（市民生活部環境施設課 TEL:0969-32-7861）
- 合志市（環境衛生課 TEL:096-248-1202）
- 御船町（環境保全課環境衛生係 TEL:096-282-1604）
- 美里町（水道衛生課環境衛生係 TEL:0964-47-1114）
- 南関町（税務住民課環境対策室係 TEL:0968-57-8579）
- 長洲町（住民環境課環境対策推進係 TEL:0968-78-3122）
- 和水町（税務住民課生活環境係 TEL:0968-86-5723）
- 大津町（環境保全課環境保全係 TEL:096-293-3113）
- 菊陽町（土木部環境生活課 TEL:096-232-2114）
- 産山村（住民課 TEL:0967-25-2212）
- 西原村（産業課経済係 TEL:096-279-4396）
- 南阿蘇村（環境対策課環境保全係 TEL:0967-67-3176）
- 嘉島町（建設課環境係 TEL:096-237-2619）
- 益城町（住民保健課環境衛生係 TEL:096-289-8077）
- 山都町（環境水道課 TEL:0967-72-4002）
- 氷川町（町民課 TEL:0965-52-5851）
- 芦北町（環境対策係 TEL:0966-82-2511）
- 津奈木町（住民課住民班 TEL:0966-78-3113）
- 錦町（住民福祉課環境係 TEL:0966-38-1112）
- 湯前町（保健福祉課 TEL:0966-43-4112）
- 水上村（保健福祉課 TEL:0966-44-0313）
- 相良村（保健福祉課 TEL:0966-35-1032）
- 五木村（保健福祉課 TEL:0966-37-2214）
- 山江村（健康福祉課 TEL:0966-24-1700）
- 球磨村（健康衛生課 TEL:0966-32-1139）
- あさぎり町（町民課 TEL:0966-45-7213）
- 苓北町（水道環境課環境班 TEL:0969-35-1111）

### 【禁止事項】

- 宅地等で発生した剪定枝や落葉等を焼却することや農作物の葉や茎などの残さ等を別の農地に持ち込んで焼却することは禁止されています。
- 農業用廃ビニールや家庭ごみ等の焼却は絶対にやめてください。

### 【その他】

- 農業用廃ビニールについては、以下を参考に適正処理をお願いします。  
※廃ビニールの焼却は禁止されています
- 問い合わせ先 熊本県農林水産部農産園芸課野菜班 096-333-2393

# 農業用廃プラ

## 地域ぐるみで適正処理を進めましょう!

使用済の農業用ビニール・ポリフィルム、肥料袋など、産業廃棄物については、野焼きや不法投棄は禁止されています。

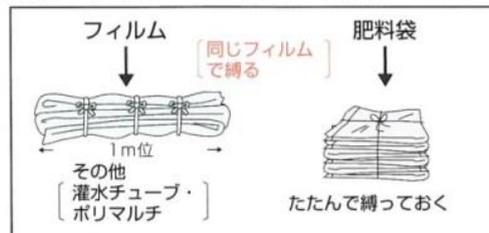
また、産業廃棄物の処理は、使用した事業者（農家）の責任となります。

市町村協議会や農協の単位で決めた収集日や収集場所を守って、適正処理、再資源化に地域ぐるみで取り組みましょう。

### 梱包方法

※収集運搬業者等から特別な申し出がある場合を除き、下図のとおり梱包して下さい。

泥やゴミを落とす



### 処理方法

- ☆処理費用が必要な場合は、事業者である農家の皆さんの負担となります。
- ☆リサイクルが出来るよう塩化ビニール、ポリオレフィン系（PO）、ポリエチレンなど種類ごと、青色系とピンク系、無色系、シルバーなど色ごとに分別して下さい。
- ☆リサイクルの障害となる土砂・作物残さ・竹・木・石片・ガラス類・金属類等の異物は、絶対混入させないで下さい。
- ☆梱包後は、雨の当たらない場所に一時保管し、地元の農協等の単位で決めた収集日、場所に持ち込んで下さい。（運搬時は落下防止に留意）
- ☆フィルム系以外については、地元の農協等の単位で決めた方法に従って下さい。
- ☆被覆資材、マルチ、寒冷紗、防鳥テープなど、使用中及び撤去時は、突風による飛散防止に十分留意して下さい。（送電線へ付着した場合、重大事故の恐れ）
- ☆ほ場整備が予定されている場合には、工事前に農家の皆さんで撤去してください。



熊本県・熊本県農業用廃プラスチック類処理対策協議会  
市町村・農協 農業用廃プラスチック類処理対策協議会